

子育てサポート企業「くるみんマーク」の改正のポイント

厚生労働省 雇用環境・均等局 職業生活両立課

1 はじめに

少子高齢化に伴う人口減少下において、子を持つことを希望する男女労働者に対する支援を行うとともに、出産・育児による労働者の離職を防ぎ、男女ともに希望に応じて仕事と出産・育児を両立できる社会の実現が重要となっています。

厚生労働省では、次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備等の行動計画を策定し、計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした企業を「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定、プラチナくるみん認定）してきましたが、先般、男性の育児休業取得状況等を踏まえ、各認定基準の改正を行うとともに、新たな認定制度を創設しました。

さらに、昨今の不妊治療と仕事との両立への関心の高まりを踏まえ、不妊治療と仕事との両立の取組を推進する企業の認定制度を新設しました。

2 くるみん・プラチナくるみん認定基準の改正及び「トライくるみん」・「プラス」の創設の概要

今回の改正の主な内容は、次の3点になります。

- ① くるみん・プラチナくるみん認定基準の改正
 - ② 新たな認定制度「トライくるみん」の創設
 - ③ 不妊治療と仕事との両立に関する認定制度「プラス」の創設
- （すべて令和4年4月1日より施行）

①のくるみん・プラチナくるみん認定制度に関しては、令和2年度に男性の育児休業取得率が12.65%（令和元年度7.48%）の最高値を記録するなど、近年、男性の育児休業取得率は上昇している一方で、政府の男性育児休業取得率の目標値は30%（令和7年）であり、さらなる男性の育児休業取得推進が必要であることから、以下のように認定基準の改正を行ったほか、新たな基準に基づき認定を受けた事業主が分かるよう、くるみん認定マークの変更を行いました。

<くるみん>

- ・ 男性の育児休業等取得率に関する基準を引き上げ
- ・ 厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」上での男女の育児休業等取得率の公表を義務化

<プラチナくるみん>

- ・ 男性の育児休業等取得率に関する基準を引き上げ
- ・ 女性の継続就業率に関する基準を引き上げ

具体的には、認定基準のひとつである男性の育児休業等取得率に関して、くるみんでは従来の7%から10%、プラチナくるみんでは13%から30%への引き上げ、また、男性の育児休業等及び育児目的休暇の合計の取得率に関して、くるみんでは15%から20%、プラチナくるみんでは30%から50%への引き上げを行いました。さらに、プラチナくるみんの認定基準のうち、女性の継続就業率に関しても、出産した女性労働者及び出産予定であったものの退職した女性労働者のうち、子の1歳時点在職者割合の認定基準を55%以上から70%以上に引き上げました。また、労働者数が300人以下の一般事業主に対して用意されている特例に関しても、あわせて男性育児休業等取得率や女性の継続就業率の基準値の引き上げを行いました。

また、本改正に伴い、くるみん認定について、厚生労働省が運営する仕事と家庭の両立の取組を支援する情報サイト「両立支援のひろば」上で男女労働者の育児休業等取得率を公表することが義務付けられました。「両立支援のひろば」では、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の公表・検索が可能であるほか、自社の両立支援の取組状況をチェックし、その結果を踏まえた一般事業主行動計画を作成できる「両立診断サイト」や、企業や労働者向けのお役立ち情報の公開などを行っています。

②のトライくるみんについては、①のくるみん及びプラチナくるみんの認定基準の引き上げに伴い新たに創設された制度で、認定基準は従来のくるみんの認定基準と同様（男性の育児休業等取得率が7%以上、男性の育児休業等及び育児目的休暇の合計の取得率が15%以上のいずれか等）となっています。

③の「プラス」に関しては、くるみん等認定企業のうち、不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組む企業に対して付与する

認定マークで、「くるみんプラス」「トライくるみんプラス」「プラチナくるみんプラス」と称します。

認定要件としては、「不妊治療のための休暇制度」及び「不妊治療のために利用することができる、半日または時間単位の年次有給休暇、所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、テレワークのうちいずれかの制度」を設けていること、不妊治療を受ける労働者から仕事と治療の両立に関する相談に応じる担当者の選任と社内への周知を行っていることなどが設定されています。

なお、各「プラス」は現行のくるみん等認定に加える形で創設したものですので、「プラス」の認定を受けるためには、くるみん等の認定基準を満たしていることが必要です。

これらの認定を受けた企業は、それぞれ認定マーク(くるみん・トライくるみん、くるみんプラス・トライくるみんプラス)や特例認定マーク(プラチナくるみん、プラチナくるみんプラス)を、商品、広告、求人広告などに付け、子育てサポート企業であることや、不妊治療と仕事との両立に取り組んでいる企業であることをPRできます。さらに、公共調達の加点評価や助成金の支給、日本政策金融公庫による低利融資といったメリットもあります。

資料1:改正・創設の概要

くるみん認定・プラチナくるみん認定の改正及び新たな認定制度の創設について		
主な認定基準		施行日：令和4年4月1日
くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん（共通） ◆女性の育児休業取得率 75%以上 ◆労働時間数 フルタイム労働者の月平均時間外労働 45時間未満 全労働者の月平均時間外労働 60時間未満		
くるみん	プラチナくるみん	トライくるみん（創設）
 ◆男性の育児休業等取得率 育児休業 7%以上 → 10%以上 又は 育児休業 + 育児目的休暇 15%以上 → 20%以上 ◆ 男女の育児休業等取得率を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表すること（新規）。 (https://ryouritsu.mhlw.go.jp/) ※「両立支援のひろば」では、両立支援に取り組む企業の事例検索や自社の両立支援の取組状況の診断等が行えます。	 ◆男性の育児休業等取得率 育児休業 13%以上 → 30%以上 又は 育児休業 + 育児目的休暇 30%以上 → 50%以上 ◆女性の継続就業率 出産した女性労働者のうち、子の1歳時点在職者割合 90%以上（変更なし） 又は 出産した女性労働者及び出産予定だったが退職した女性労働者のうち、子の1歳時点在職者割合 55%以上 → 70%以上 ◆プラチナくるみん認定後、男女の育児休業等取得率など「次世代育成支援対策の実施状況」を毎年公表しなければならない（変更なし）。	 ◆男性の育児休業等取得率 育児休業 7%以上 又は 育児休業 + 育児目的休暇 15%以上
新たに、不妊治療と仕事との両立に関する認定制度が創設されます。		
 くるみんプラス	 プラチナくるみんプラス	 トライくるみんプラス

3 終わりに

厚生労働省としては、より多くの事業主の皆様へ育児休業の取得促進を含めた次世代育成支援に取り組んでいただけるよう、今回改正された認定基準及び新制度について周知・広報に努めてまいります。

なお、改正内容の説明資料や、認定・特例認定の申請に活用いただける資料などを、厚生労働省ホームページ内「くるみんマーク・プラチナくるみんマーク・トライくるみんマークについて」のページに順次掲載しています。ぜひご参照ください。

